

## 板橋区児童精神科専門医設置要綱

令和4年6月28日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）における子どもに対する援助内容及び方針を円滑に決定するため、総合支援センター援助課に、児童精神科専門医（以下「専門医」という。）の職を設置し、その任用、勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 専門医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

### (職務)

第3条 専門医は、児童精神医学に係る次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 医学的見地から子どもの援助の内容及び方針を定めるための診察及び助言業務
- (2) その他付随する業務

### (任用)

第4条 区長は、次に掲げる条件を満たす者のうちから、専門医として任用する。

- (1) 医師の免許を有する者
  - (2) 専門医の職務を遂行するために必要な知識及び能力を有すると認められる者
- 2 専門医の任用期間及び年齢制限については、区長が別に定める「非常勤職員任用基準」（昭和54年7月16日区長決定）による。
  - 3 専門医の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
  - 4 専門医の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

### (勤務態様)

第5条 専門医の勤務態様は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、月4日以内とし、勤務日は子ども家庭部（子ども家庭総合支援センター）援助課長（以下「援助課長」という。）が定める。
- (2) 勤務時間は、1日につき4時間とし、その割り振りは援助課長が定める。

### (報酬及び費用弁償)

第6条 専門医の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年板橋区条例第25号）及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和54年板橋区規則第7号）の定めると

ころによる。

2 報酬は日額とし、報酬及び費用弁償の支給方法は一般職員の例による。

(報酬の減額)

第7条 専門医が定められた勤務時間の一部について勤務しないときは、その勤務しない時間について報酬を支給しない。

2 1時間単位の減額金額は、次により算出する。

(1) 1時間単位 報酬日額 ÷ 4時間

(2) 勤務しない時間が30分未満の場合は1時間勤務したとし、30分を超える場合は1時間勤務しなかったとする。

3 前項により算出した金額に円位未満の端数が生じたときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

(遵守事項)

第8条 専門医は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 援助課長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従うこと。

(2) 勤務時間中は、職務に専念すること。

(3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職務を退いた後も同様とする。

(4) 板橋区の非常勤職員としての信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

(退職)

第9条 専門医が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、職員としての身分を失う。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 本人の都合により退職を願い出て区の承認があった日、又は退職を願い出てから14日を経過した日

(3) 死亡した日

(解職)

第10条 専門医が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は本人の同意を得ることなく、その職を解くことができる。

(1) 第8条に定める遵守事項を遵守しないとき。

(2) 勤務実績がよくないとき。

(3) 健康上の理由により、職務遂行に支障があるとき。

(4) その他職に必要な適格性を欠くとき。

(公務災害補償等)

第 11 条 専門医の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和 47 年特別区人事・厚生事務組合条例第 13 号）の定めるところによる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、援助課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別記第1号様式

# 発令通知書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容)  職 名  任用期間                    年   月   日から 年   月   日まで  報 酬	
年   月   日  発令権者 板橋区長	

第2号様式

勤務条件通知書

年 月 日	
様 事業場名称・所在地 任命権者職氏名	
契約期間	期間の定め有り（※）（ 年 月 日～ 年 月 日）
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 2 休憩時間（ 分） 3 所定時間外労働の有無（有・無） ○詳細は、板橋区児童精神科専門医設置要綱第5条
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ） ○詳細は、板橋区児童精神科専門医設置要綱第5条
休暇	1 年次有給休暇 無・有 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有 無） → か月経過で 日 2 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）
報酬	1 基本報酬 イ 月額（ 円）、ロ 日額（ 円）、ハ 時間額（ 円）、ニ その他（ 円）、ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ（ 手当 円／：計算方法： ） ロ（ 手当 円／：計算方法： ） ハ（ 手当 円／：計算方法： ） ニ（ 手当 円／：計算方法： ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ ）%、所定超（ ）%、法定内（ ）% ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%、 ハ 深夜（ ）% 4 報酬締切日－毎月 日 5 報酬支払日－毎月 日
退職に関する事項	1 定年制（有・無） ※ただし、非常勤任用基準による 2 自己都合退職の手續 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手續 〔 〕 ○詳細は、板橋区児童精神科専門医設置要綱第9条～第10条
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金 ・健康保険 ・厚生年金基金 ・その他（ ） ・雇用保険の適用（有・無） ・その他（ ）

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無〔自動的に更新する ・更新する場合があります ・契約の更新はしない ・その他（ ）〕 2 契約の更新は次により判断する。〔・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）〕
-------	--